

有機畜産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省
平成 1 8 年 2 月 1 7 日

1 趣旨

有機農産物の日本農林規格の改正に伴い、これを引用している有機畜産物の日本農林規格（平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日農林水産省告示第 1 6 0 8 号）の改正を行う。

2 内容

有機畜産物の日本農林規格の別表 1 及び別表 2 について、有機農産物の日本農林規格との整合化を図るための改正を行う。

有機畜産物の日本農林規格の改正概要

1 誤字の修正（改正部分抜粋）

（1）肥育の最終期間（第3条）

改正案	現 行
と殺直前の期間であって、3 月間又は家畜及び家きんの生存期間の 5 分の 1 のいずれか短い期間をいう。	と畜直前の期間であって、3 月間又は家畜及び家きんの生存期間の 5 分の 1 のいずれか短い期間をいう。

（2）一般管理（第4条）

改正案	現 行
（前略） 8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 （後略）	（前略） 8 と畜は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 （後略）

（3）解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理

改正案	現 行
（前略） 2 (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表 10 の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。） （後略）	（前略） 2 (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表 10 の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。） （後略）

2 別表 1 の改正

（肥料及び土壌改良資材（基準）：改正部分抜粋）

改正案	現 行
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材
<u>炭酸カルシウム（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。）</u>	<u>炭酸カルシウム肥料（天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。）</u>
[削る]	<u>貝化石肥料（化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。）</u>
<u>岩石を粉砕したもの（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属やその他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこ</u>	[新設]

と。)	
よう成りん肥（天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであり、 <u>カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</u> ）	よう成りん肥（天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。）
<u>食酢（天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合には限ること。）</u>	[新設]
<u>乳酸（天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合には限ること。）</u>	[新設]
<u>製糖産業の副産物</u>	[新設]
<u>肥料の造粒剤及び固結防止剤（天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、上記の資材では肥料の造粒剤及び固結防止剤を製造することができない場合には、リグニンに限り使用することができる。）</u>	[新設]
その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。）	その他の肥料及び土壌改良資材（植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに <u>天然物質から</u> 化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。）

- ・ コーデックスガイドラインとの整合化を図るとともに、岩石を粉碎したもの、食酢、乳酸、リグニン、製糖産業の副産物を追加する。

改 正 案		現 行	
有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 [略] （有機畜産物の生産の原則） 第2条 [略]		有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機畜産物の生産の原則） 第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用 語	定 義	有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。
		家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。
用 語	定 義	家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。
		有機飼料等	有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機畜産物規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。
用 語	定 義	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機畜産物規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合においては、有機畜産物規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の(i)中「多年生の植物から収穫される畜産物にあっては最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあっては最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。
		採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
用 語	定 義	野外の飼育場	は場等（は場及び採草放牧地をいう。以下同じ。）又は野外の運動場（主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であって、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。）をいう。
		組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
用 語	定 義	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるもののうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。）、農薬（別表2に掲げるもののうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
		有機飼養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。

[略]	[略]
[略]	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

(生産の方法についての基準)

第4条 [略]

事 項	基 準
[略]	[略]
[略]	[略]

更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を8で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養することとをいう。
肥育の最終期間	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品であってビタミン及び無機塩類以外のものをいう。
動物用生物学的製剤	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和36年農林省令第4号）第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	薬事法第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の5に規定する医薬品をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
畜舎又は家きん舎	1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。 (5) 床が平坦かつ滑らない構造であること。 (6) 畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積に占める格子構造（角材等を間隔において組んだ構造をいう。）の割合が、50%以下であること。 (7) 家畜が横臥することができ敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。 (8) 別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。 2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。 (5) 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。 (6) 28日齢以降の家きんを飼養する家きん舎にあつては、1羽当たり0.1m²以上の面積を有すること。
野外の飼育場	1 野外の飼育場は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 (2) 組換えDNA技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。 (3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。 (4) 家畜（豚を除く。2において同じ。）のための野外の飼育場にあつては、次

		のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。 ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあっては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 イ 牧草を栽培しているほ場にあっては最初に家畜を放牧する前2年以上の間 ウ ア及びイに掲げるものの以外の作物を栽培しているほ場にあっては種又は植付けの前2年以上の間 エ 採草放牧地にあっては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 (5) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。 (6) 別表6左欄の家畜のための野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。 (7) 28日齢以降の家きんのための野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1 m²以上の面積を有すること。 (8) 28日齢以降のかものための水田にあつては、1羽当たり3分の1アール以上の面積を有すること。 2 1の(4)の基準にかかわらず、ほ場等が当該家畜を飼養する農場内にある場合であり、かつ、有機飼料等並びにこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量（別表3右欄の1日当たり平均採食量をいう。以下同じ。）の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年間以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。
	飼養の対象となる家畜又は家きん	1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。 2 家きんにあつては、ふ化のときから有機飼養されたものであること。 3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家きんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができ、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。 4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかかものを飼養の対象とすることができ、この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。 (1) 家畜の更新の場合にあつては、別表8の基準に適合する家畜 (2) 次のいずれかに該当する場合にあつては、別表9の基準に適合する家畜又は家きん ア 新たに畜産を開始する場合 イ 新たな畜種又は家きん種の飼養を開始する場合 ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの30%以上の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とする場合 (3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの25%以上が死亡した場合にあつては、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん (4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子
	飼料の給与	1 次の(1)から(3)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。 (1) 有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料。ただし、有機農産物規格第5条第

略

略

〔略〕

〔略〕

	[略] [略] 健康管理
2 項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家畜人に給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。 (2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合は、類似する物質（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。）を給与することができる。 (3) 蛋のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家畜人に給与することができる割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。） 2 ほ青期間中の家畜にあっては、母乳又は6月以上有機飼養されている同種の家畜の雌の乳を給与することができる。ただし、その入手が困難な場合は、6月以上有機飼養されているその他の種の家畜の雌の乳を給与することができる。 3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合には、当該家畜を飼養する農場内にあり、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は(1)及び(2)に掲げる基準に用いることができる。この場合にあつては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができる。 (1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 (2) 有機畜産物規格第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び青苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。 4 災害又は輸入の途絶により有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたものと並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。 5 牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肉を生産することを目的として飼養する牛又は馬にあっては、90%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあってはこの限りでない。 (1) ほ青期間 (2) 乳用牛又は乳用山羊にあっては搾乳を開始してから最初の3月間 (3) 肥育の最終期間	1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜又は家畜人の種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。 2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこと。 3 家畜又は家畜人への動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。 4 要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいず

	れかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。 (1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合、それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間 (2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合、と殺、搾乳若しくは採卵する前48時間又は薬事法第14条第1項、第14条第9項、第14条の4及び第14条の6に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休業期間(最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。)の2倍のいずれか長い期間 5 成長の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。 1 家畜及び家きんを野外の飼育場(牛、馬、めん羊及び山羊のためのもの)については、ほ場等を有するものでなければならぬ。)に自由に出入りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合には、この限りでない。 2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあっては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入入りさせずに飼養することができる。 (1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの出入りが困難である期間 (2) 牛にあっては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 (3) 雌牛にあっては、妊娠8月から分娩までの期間 (4) 豚にあっては、出生から離乳するまでの期間 (5) 雌豚にあっては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間 (6) 肥育の最終期間 (7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 (8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じるとめられる期間 (9) 法令で家畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間及び農林水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への出入りを制限するよう要請された期間 3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(9)までに掲げる処置を行う場合を除く。 (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的処勢 4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。 5 次の(1)から(9)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。 (1) 受精卵移植技術 (2) ホルモンを用いた繁殖技術 (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術 6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。 7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。 8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。
1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略]	一般管理

9	[略]	
10	[略]	
1	[略]	
2	[略]	
(1)	[略]	
(2)	[略]	畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組織えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）
3	[略]	
4	[略]	

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 [略]

別表1

肥料及び土壌改良資材	基	準
[略]		
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	
[略]	[略]	

9	乳用牛及び乳用山羊にあっては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬剤以外のものを使用しないこと。	
10	有機飼養されていない家畜又は家きん舎の糞、尿、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。	
1	この表畜舎又は家きん舎の糞、尿、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。	
2	有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組織えDNA技術を用いて生産された生物の機能を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。	
(1)	有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品規格別表2の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）	
(2)	畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組織えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）	
3	放射線照射を行わないこと。	
4	この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。	

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機畜産物」
 - (2) 「有機畜産物○○」又は「○○（有機畜産物）」
 - (3) 「有機畜産○○」又は「○○（有機畜産）」
 - (4) 「有機○○」又は「○○（有機）」
 - (5) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」
- (注)「○○」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

別表1

肥料及び土壌改良資材	基	準
植物及びその残さ		
由来の資材		
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材		家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場又は繊維工場からの農畜水産物由来の資材		天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材		食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ		

5-10

【略】	【略】
【略】	【略】
【略】	【略】
【略】	【略】
【略】	【略】
【略】	【略】

剤 混合生薬抽出液 剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸 剤 ケイソウ土粉剤 食酢	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限りこと。 保管施設で使用する場合に限りこと。 保管施設で使用する場合に限りこと。
---	---

別表3
【略】

家畜又は家さんの種類	家畜又は家さんの種別	1日当たり平均採食量 (kg)
肉を生産すること を目的として飼養 する牛	10月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	4.1kg
	10月齢以上 (繁殖の用に供している雌を除く。)	8.1kg
乳を生産すること を目的として飼養 する牛	繁殖の用に供している雌	7.0kg
	10月齢未満	5.6kg
	10月齢以上泌乳開始まで	9.0kg
	泌乳中の牛	21.0kg
	泌乳していない経産牛	9.2kg
馬	12月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	12.4kg
	24月齢未満 (繁殖の用に供している雌を除く。)	14.4kg
	24月齢以上 (繁殖の用に供している雌を除く。)	17.3kg
めん羊	繁殖の用に供している雌	19.2kg
	繁殖の用に供している雌	1.7kg
	上記以外のもの	1.9kg
山羊	繁殖の用に供している雌	2.5kg
	上記以外のもの	1.1kg
豚	3月齢未満	1.1kg
	5月齢未満	2.2kg
	5月齢以上	3.1kg
肉を生産すること を目的として飼養 する鶏	4週齢未満	42g
	4週齢以上	139g
卵を生産すること を目的として飼養 する鶏	9週齢未満	27g
	9週齢以上であって採卵開始まで	54g
	採卵開始以降	90g
うずら		18g
あひる及びかも	6週齢未満	108g
	6週齢以上	180g

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表4
【略】

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製

別表5
【略】

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
-------	--------------

肉を生産すること を目的として飼養 する牛（体重が3 40kgを超える ものに限る。）	5. 0㎡
乳を生産すること を目的として飼養 する牛（成畜に限 る。）	4. 0㎡（繋ぎ飼いの場合にあっては1. 8㎡）
繁殖の用に供する ことを目的として 飼養する雌牛（成 畜に限る。）	3. 6㎡（繋ぎ飼いの場合にあっては1. 8㎡）
馬（成畜に限る。）	1. 3㎡
めん羊（成畜に限 る。）	2. 2㎡
山羊（成畜に限 る。）	2. 2㎡
肉を生産すること を目的として飼養 する豚（体重が4 0kgを超えるも のに限る。）	1. 1㎡
繁殖の用に供する ことを目的として 飼養する雌豚（成 畜に限る。）	3. 0㎡

（注）「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。
「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表6

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産すること を目的として飼養 する牛（体重が3 40kgを超える ものに限る。）	5. 0㎡
乳を生産すること を目的として飼養 する牛（成畜に限 る。）	4. 0㎡
繁殖の用に供する ことを目的として 飼養する雌牛（成 畜に限る。）	3. 6㎡
馬（成畜に限る。）	1. 3㎡
めん羊（成畜に限 る。）	2. 2㎡
山羊（成畜に限 る。）	2. 2㎡

する雌牛	一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供すること	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
を目的として飼養すること	一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
する雌馬	
乳を生産すること	
を目的として飼養すること	
する山羊	
繁殖の用に供すること	
を目的として飼養すること	
する雌豚	

別表9

家畜又は家さんの種類	基 準
肉を生産すること	1 2月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。
を目的として飼養すること	(1) 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの
する牛	(2) 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの
	(3) 無角和種であって体重が300kg以下のもの
	(4) 日本短角種であって体重が300kg以下のもの
	(5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの
	(6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの
	(7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの
	(8) (1)から(7)までに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産すること	未経産のものであること。
を目的として飼養すること	
する牛	
繁殖の用に供すること	未経産のものであること。
を目的として飼養すること	
飼養する雌牛	
馬	1 2月齢未満であること。
めん羊及び山羊	5 月齢未満であること。
豚	4 月齢未満であること。
肉を生産すること	3 日齢未満であること。
を目的として飼養すること	
する家さん	
卵を生産すること	1 8 週齢未満であること。
を目的として飼養すること	
する家さん	

別表10

調整用等資材	基 準
次亜塩素酸ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。

別表10

調整用等資材	調整用等資材
[略]	[略]